

社会福祉法人 百道会

役員及び評議員、評議員選任解任委員等の報酬に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人百道会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任解任委員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（理事会及び評議員会の出席報酬）

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表3により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(2) 評議員が評議員会に出席したときは、別表3により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事長及び理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

（役員及び評議員の勤務報酬）

第4条 理事長は、法人及び施設運営の業務にあたるため、別表1により理事長に対し報酬を支払うものとする。ただし、別表1を支給する場合は別表2、別表3は支給しない。

(2) 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(3) 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表3により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

(2) 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任解任委員・苦情対応第三者委員の勤務報酬)

第6条 評議員選任解任委員・苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表3により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて評議員選任解任委員・苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

(2) 評議員選任解任委員・苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は令和元年7月1日から施行する。

この規程は令和4年6月20日から施行する。

この規程は令和6年11月1日から施行する。

別表 1 (月額)

名 称	報 酬 額
理事長業務報酬額	上限 200, 000 円

別表 2 (日額)

名 称	報 酬 額
理事業務報酬	10, 000 円
監事業務報酬	10, 000 円
評議員業務報酬	5, 000 円
評議員選任解任委員業務報酬	5, 000 円
苦情対応第三者委員業務報酬	5, 000 円

別表 3 (日額)

名 称	報 酬 額
理事会・評議員会等出席報酬	10, 000 円

報酬総額

理事報酬総額（年度） 5, 000, 000 円

（職員給与支給理事を除く）

監事報酬総額（年度） 400, 000 円

（各監事 200, 000 円を上限とする。）

評議員報酬総額（年度） 1, 000, 000 円

役員及び評議員、評議員選任解任委員等の報酬に関する規程 細則

社会福祉法人百道会役員及び評議員、評議員選任・解任委員等の報酬に関する規程（以下「報酬規程」という。）第4条に規定する勤務報酬の支払い方法等は次のとおり。

1 規程別表1（月額）関係

報酬の支払日は、正職員給与規程第25条適用の法人職員と同様、その月分を当月27日（当該日が金融機関の非営業日の場合は、その直前の非営業日でない日）とする。

2 規程別表2・別表3（日額）関係

報酬の支払日は、規程に掲げる業務を行った日（月の初日から末日までの間（以下「報酬計算期間」という。）において、2日以上業務を行った場合は、別表2・別表3に掲げる報酬額に報酬計算期間に業務を行った日数を乗じて得た額を、当該報酬計算期間の末日に属する日の翌月の27日（当該日が金融機関の非営業日の場合は、その直前の非営業日ではない日）とする。